

2025年6月26日

各 位

会 社 名 U B E 株 式 会 社 代表 者 名 代表取締役社長 西田 祐樹 (コード番号 4208 東証プライム市場) 問合 せ 先 コーポーレートコミュニケーション部長 堀江周子 (TEL. 03-5419-6110)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1)	処 分	対	日	2025年7月25日
(2)	処分する株式の種			当社普通株式 20,200 株
	類及	び	数	当任音地休氏 20,200 休
(3)	処り	` 価	額	1株につき 2,207.5円
(4)	処り	於	額	44, 591, 500 円
(5)	処分先及びその人			当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)4 名
	数並び	に処分	株式	7,800 株
	\mathcal{O}		数	当社の取締役を兼務しない執行役員 11 名 12,400 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年度より、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)及び取締役を兼務しない執行役員(以下「対象取締役等」と総称します。)に対する報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入しており、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、対象取締役に対して、年額7千万円以内の金銭債権を支給し、年41,000株以内の当社普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすること等につき、2022年6月29日開催の第116回定時株主総会において、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当 社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会 決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立してい ない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特 に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制

限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、本制度に基づく当社の第120期事業年度の譲渡制限付株式報酬のため、金銭債権合計44,591,500円(以下「本金銭債権」といいます。)を支給することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等 15 名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式 20,200 株 (以下「本割当株式」といいます。) について処分を受けることとなります。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を 30 年としております。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約 (以下「本割当契約」といいます。) の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2025年7月25日(以下「本処分期日」といいます。)~2055年7月24日

(2) 譲渡制限の解除条件及び解除時期

対象取締役等が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会終結の時点の直前までの期間(ただし、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員の場合には、2025年4月1日から2026年3月31日までの期間と読み替える。以下同じとする。)中、継続して、当社の対象取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、対象取締役等に割り当てられた本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点(ただし、対象取締役等が当社の対象取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位からも任期満了又はその他の正当な事由(職務を継続しがたい疾病による等やむを得ない場合を除き、対象取締役等の自己都合によるものはこれに含まれないが、死亡による退任又は退職を含む。以下同じ。)により退任又は退職した場合は当該退任又は退職の直後の時点)で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が当社の対象取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位からも任期満了又はその他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、譲渡制限期間中に、当社の対象取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれの 地位からも任期満了又はその他の正当な事由により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退 任又は退職の直後の時点をもって、本割当株式に係る譲渡制限を解除する。

- ②譲渡制限の解除対象となる本割当株式数
- ①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月(ただし、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員の場合は本処分期日の属する年の4月と読み替える。)から対象取締役等の退任又は退職の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)とする。
- (4) 当社による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得する。

- (5) 組織再編等における取扱い
 - ①譲渡制限の解除時期

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して 当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、 組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式に係る本譲渡制限を解除する。 ②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該承認した時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月(ただし、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員の場合は本処分期日の属する年の4月と読み替える。)から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)とする。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬のため支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月25日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,207.5円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上